

## IV 歳入の現状

### 1 歳入の構成

町の歳入構成は【表－9】のとおり、町税、地方交付税、町債の3項目が大きなウェイトを占め、令和2年度は歳入全体の48.7%で、前年度に比べ15.0ポイントの減少となっています。これは、分子となる地方交付税及び町債が増加したものの、分母である歳入合計が前年度に比べ24億4,348万9千円の増加となったことによるものです。

町の基幹財源である町税は、16億9,305万6千円で前年度に比べ7,311万2千円、4.1%の減少、また、町税比率についても歳入合計の増加により前年度に比べ9.9ポイント減少の20.6%となっています。

地方交付税については、平成29年度は28年度に比べ普通交付税が約3,300万円、特別交付税は約2,200万円とそれぞれ増加し、地方交付税全体で約5,500万円増加しました。また、平成30年度の普通交付税は基準財政収入額が増加したものの、基準財政需要額の増加額が収入額の増加額を上回ったことで29年度に比べ約560万円の増加、しかし、特別交付税は約740万円減少したことから、地方交付税全体では約190万円の減少となっています。続く令和元年度の普通交付税は基準財政収入額が減少したことに加えて、基準財政需要額が増加したことで平成30年度に比べ約8,400万円の増加、また、特別交付税についても約1,600万円増加したことから、地方交付税全体では約1億円の増加となっています。令和2年度の普通交付税は法人町民税や地方消費税交付金等の増加により基準財政収入額が増加したものの、地域社会再生事業費の創設などにより基準財政需要額が増加したことで前年度に比べ約9,500万円の増加、一方で特別交付税は約600万円の減少となったことから、地方交付税全体では8,938万9千円の増加となっております。

町債については、平成28年度の梅沢運動場トイレ新築事業等をはじめ、29年度は地域包括ケアセンター整備事業等の財源として町債を発行しています。以降、平成30年度は北部地域活性化事業や多世代活動交流センター耐震補強及び改修事業等に、令和元年度は泉井地区並びに上熊井地区の集落センター整備事業等の財源として町債の発行を行いました。令和2年度は泉井交流体験エリア及び上熊井農産物直売所の整備事業に一般補助施設整備等事業債、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業に学校教育施設等整備事業債、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税収入の減収に対応するための減収補てん債などを活用し、発行総額は9億1,945万7千円、前年度に比べ2億9,802万1千円、48.0%の増加となっています。

【表－9】

(単位：千円、%)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
歳入合計	5,252,034	6,188,186	5,203,730	5,791,614	8,235,103
うち町税	1,807,915	1,790,020	1,742,047	1,766,168	1,693,056
うち地方交付税	1,151,079	1,205,902	1,204,009	1,303,353	1,392,742
うち町債	637,926	1,236,563	810,823	621,436	919,457
町税比率	34.4	28.9	33.5	30.5	20.6
地方交付税比率	21.9	19.5	23.1	22.5	16.9
町債比率	12.1	20.0	15.6	10.7	11.2

## (1) 町税の状況

町税については【表－10】のとおり、個人町民税と固定資産税の2税が基幹税目となっています。

個人町民税については、定年退職による給与所得者から年金受給者への移行等による影響で課税総所得金額が減少していることから、年々減少傾向にあります。平成28年度は約7億4,300万円でしたが、令和元年度に7億円を下回り、2年度までの4年間で約7,300万円減少しています。令和2年度は前年度に比べ2,691万3千円、3.9%の減少となりましたが、その主な要因は給与所得の減少によるものとなっています。

固定資産税については、3年に1度の評価替えが行われますが、評価基準年度は土地課税分、家屋課税分ともに減少となる傾向があります。平成29年度は企業の設備投資が伸びず償却資産課税が減少し、30年度においても評価替え等の影響により土地課税、家屋課税、償却資産課税ともに減少となり、続く令和元年度は家屋課税が増加したものの、償却資産課税が減少したことで、平成30年度に比べ約860万円の減少となっています。令和2年度は土地課税、家屋課税、償却資産課税ともに減少し、なかでも償却資産課税が設備の減価償却が進んだことによる減少が大きく、固定資産税全体では前年度に比べ1,138万6千円、1.3%の減少となっています。

徴収率は、近年平均して96%を超える高い率を維持向上し続けています。令和2年度は前年度に比べ0.6ポイント減少し、96.8%となっています。

【表－10】

(単位：千円、%)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
町民税	790,855	785,201	759,375	784,866	716,710
うち個人	743,458	713,980	706,824	697,459	670,546
うち法人	47,397	71,221	52,551	87,407	46,164
固定資産税	902,980	890,218	867,915	859,341	847,955
軽自動車税	32,329	34,284	35,683	37,593	39,727
たばこ税	81,751	80,317	79,074	84,368	88,664
町税合計	1,807,915	1,790,020	1,742,047	1,766,168	1,693,056
徴収率(全体)	96.3	96.8	97.0	97.4	96.8

## (2) 地方交付税の状況

地方交付税の算定結果の状況については【表－11】のとおりとなっています。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方の財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としたもので、国税の一部(所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額)を原資に交付される制度です。

また、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、その配分割合は地方交付税総額に対して94:6とされています。普通交付税は、地方公共団体が標準的な行政サービスの提供や基本的な社会資本整備が行えるよう、客観的な基準に基づき配分されるもので、基準財政収入額<sup>※17</sup>が基準財政需要額<sup>※18</sup>に満たない場合に交付されるものであり、特別交付

税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるものとなっています。

【表－11】

(単位：千円、%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
基準財政需要額	2,825,862	2,808,360	2,830,803	2,875,050	3,040,739
基準財政収入額	1,752,692	1,702,562	1,721,667	1,679,700	1,750,956
交付基準額	1,073,170	1,105,798	1,109,136	1,195,350	1,289,783
調整額	2,325	2,215	0	2,532	1,553
交付税交付額	1,151,079	1,205,902	1,204,009	1,303,353	1,392,742
うち普通交付税	1,070,845	1,103,583	1,109,136	1,192,818	1,288,230
うち特別交付税	80,234	102,319	94,873	110,535	104,512
標準財政規模	3,519,628	3,515,747	3,535,400	3,535,269	3,707,973
臨時財政対策債発行可能額	218,826	243,963	235,723	205,636	205,257
財政力指数 <sup>※19</sup>	0.608	0.610	0.611	0.599	0.589

※基準財政需要額、基準財政収入額は、錯誤額を含む数値としている。

※再算定があった場合は、再算定後の数値としている。

普通交付税の算定結果の状況については、平成 29 年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づいた保育士や介護人材等の処遇改善に係る経費に対応するため、地方負担分として 961 億円が措置されました。これにより、算定結果では個別算定経費における高齢者保健福祉費、社会福祉費等が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額では減少となりましたが、基準財政収入額が町民税、固定資産税等の減少により、基準財政需要額の減少額を上回ったことから、28 年度に比べ約 3,300 万円の増加となっております。

平成 30 年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、保育所における障がい児の受入れ及びこれに伴う保育士の配置の実態を踏まえて、障がい児保育に必要とされる経費として 400 億円が増額されました。これにより、算定結果では個別算定経費における社会福祉費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となり、法人税割や地方消費税交付金等の増加により基準財政収入額も増加しましたが、交付額は前年度に比べ約 560 万円の増加となりました。

令和元年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、温室効果ガスの排出削減や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源として創設された森林環境譲与税、消費税率の引上げによる消費の反動減対策として行う自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために創設された自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が基準財政収入額に算入されることになりました。しかし、算定結果では個人町民税所得割や法人税割等の減少により基準財政収入額が減少したことに加えて、個別算定経費における高齢者保健福祉費や保健衛生費等が増加し、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額においても増加となったことから、前年度に比べ約 8,400 万円の増加となりました。

令和 2 年度は普通交付税の算定方法の見直しの一つに、地域社会の維持・再生に向けた

幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費として4,200億円が措置されたほか、幼児教育・保育等の無償化による地方負担分の全額が基準財政需要額に算入されることになりました。これにより、算定結果では法人町民税や地方消費税交付金等の増加により、基準財政収入額が増加となりましたが、個別算定経費における地域社会再生事業費の創設や社会福祉費等が増加したことで、臨時財政対策債発行可能額振替後の基準財政需要額が増加し、交付額は前年度に比べ9,541万2千円、8.0%の増加となりました。

特別交付税については、令和元年度は約1億1,100万円の交付額でしたが、令和2年度は1億451万2千円、前年度に比べ602万3千円、5.4%の減少となっています。

財政力指数は、普通交付税で算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値であり、指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が多く、財源に余裕があるとされています。5年間の傾向を見ると横ばい状態から低下傾向となっています。令和2年度は、単年度での指数が0.576と前年度の指数を下回ったことで、3か年の平均値は0.589となり前年度に比べ0.01ポイント低下しました。

しかし、財政力指数は、税制改正や国の交付税制度変更等の影響が直接反映されるため、財政力指数の経年変化が端的に「財政力」を示すものではなく、あくまでも地方交付税の算定過程において算出された「財政基盤」を示す指標であることに留意する必要があります。

### (3) 町債の状況

町債の推移については【表-12】のとおりとなっています。

町債は、家計にたとえると住居購入やリフォーム、車購入のローンなどの借入金にあたります。町では、将来の世代に残せる財産の形成のため、社会資本整備総合交付金事業債や防災安全交付金事業債などの発行をしてきました。近年は、町債を事業費充当財源として活用し公共インフラの整備・長寿命化や義務教育施設整備事業等に積極的に取り組んでおります。このようなことから、令和2年度の町債発行額は9億1,945万7千円となり、町債依存度は11.2%となっています。

なお、令和2年度末における臨時財政対策債の残高は27億5,968万8千円で、減税補てん債及び減収補てん債を合わせますと28億147万8千円となり、普通会計全体の地方債残高である73億7,230万2千円の38.0%を占めています。

【表-12】

(単位：千円、%)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
町債	637,926	1,236,563	810,823	621,436	919,457
うち建設事業債	419,100	992,600	575,100	415,800	703,700
うち減税補てん債					
うち減収補てん債					10,500
うち臨時財政対策債	218,826	243,963	235,723	205,636	205,257
町債依存度	12.1	20.0	15.6	10.7	11.2

☆町債依存度 町債発行額／歳入総額の割合です。